

○平内町工場設置奨励条例施行規則

平成30年 3 月 26 日規則第 1 号

改正

令和 5 年 6 月 6 日規則第18号

平内町工場設置奨励条例施行規則

平内町工場設置奨励条例施行規則（平成元年平内町規則第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、平内町工場設置奨励条例（平成30年平内町条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（工場等）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号エの規則で定める電気・ガス・熱供給・水道業は、中分類に掲げる電気業、ガス業及び熱供給業とする。

2 条例第 2 条第 1 号カの規則で定める運輸業、郵便業は、中分類に掲げる道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業とする。

3 条例第 2 条第 1 号キの規則で定める卸売業、小売業は、中分類に掲げる各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業及びその他の小売業とする。

4 条例第 2 条第 1 号クの規則で定める不動産業、物品賃貸業は、中分類に掲げる物品賃貸業とする。

5 条例第 2 条第 1 号サの規則で定める医療、福祉は、中分類に掲げる社会保険・社会福祉・介護事業とする。

6 条例第 2 条第 1 号シの規則で定めるサービス業（他に分類されないもの）は、中分類に掲げる廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（別掲を除く）の小分類に掲げる機械修理業（電気機械器具を除く）及びその他の事業サービス業の小分類に掲げる建物サービス業及び他に分類されない事業サービス業の細分類に掲げるコールセンター業とする。

（指定の申請）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による指定を受けようとする工場等は、指定工場等指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

（1） 事業計画書（事業の概要、資産、計画、生産施設、収支予算及び役員名簿）

（2） 法人の登記事項証明書、定款又は規約

- (3) 土地及び家屋の登記事項証明書
 - (4) 土地及び家屋の図面（位置図、配置図、平面図）
 - (5) 不動産及び重要な動産取得に係る契約書の写し
 - (6) 採用月日順の従業員名簿、町民の新規採用者名簿及び住民票の抄本の写し
 - (7) その他町長が必要とする書類
- （指定書の交付）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、指定工場等指定書（様式第2号）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。

（奨励措置の申請）

第5条 条例第5条に規定する奨励措置を受けようとする指定工場等は、次の表の左欄に掲げる申請書に各号の区分による右欄の書類を添付し、町長に申請しなければならない。

申請書	添付する書類
1 工場等立地奨励金交付申請書（様式第3号）	(1) 指定書の写し (2) 事業の用に供するための土地、家屋、償却資産の取得額及び土地造成に要した経費を証明する書類 (3) その他町長が必要とする書類
2 固定資産税課税免除申請書（様式第4号）	(1) 指定書の写し (2) 土地及び家屋の図面（位置図、配置図、平面図） (3) その他町長が必要とする書類
3 雇用促進奨励金交付申請書（様式第5号）	(1) 指定書の写し (2) 雇用状況を明らかにする公的書類の写し (3) 採用月日順の従業員名簿、町民の新規採用者名簿及び住民票の抄本の写し (4) 転居費用の補助金額を証明する書類 (5) その他町長が必要とする書類

2 前項の表の固定資産税課税免除申請書の項に規定する申請書は、毎年1月31日までに提出しなければならない。

（決定の通知）

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認められるときは、次の各号に掲げる決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 工場等立地奨励金交付申請にあつては、工場等立地奨励金交付決定通知書（様式第6号）
 - (2) 固定資産税課税免除申請にあつては、固定資産税課税免除決定通知書（様式第7号）
 - (3) 雇用促進奨励金交付申請にあつては、雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第8号）
- （奨励金の請求）

第7条 前条第1号又は第3号の交付決定を受けた指定工場等は、10日以内に奨励金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（指定の承継の届出）

第8条 条例第9条の規定により、権利を承継した者は、権利承継届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第9条 指定工場等が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第1号にあつては1月以内に、第2号にあつてはあらかじめ町長に届出なければならない。

- (1) 事業を休止又は、廃止の場合 事業休（廃）止届（様式第11号）
- (2) 指定内容を変更する場合 指定事項変更届（様式第12号）

（報告）

第10条 指定工場等の代表者は、毎年度決算の日から1月以内に事業報告書を町長に提出しなければならない。

（指定の取消等の通知）

第11条 町長は、条例第10条の規定により、指定の取消し又は奨励措置の停止若しくは取消しをしたときは、指定等取消（停止）通知書（様式第13号）により指定工場等に対し通知するものとする。

（奨励金の返還）

第12条 町長は、指定工場等の指定を取消しし、既に交付した奨励金を返還させるときは期限を定めて請求するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。